

ユースケース名

法人税制と工業会証明書

事業者名/ コンソ・代表団体名

工業会証明書デジタル化コンソーシアム（一般社団法人情報サービス産業協会）

事業概要

1. 事業の背景

(1) ユースケースのアウトライン

本ユースケースは、法人税制と工業会証明書である。法人税制には法人税法で規定される課税内容のほか、経済活性化等を目的として課税の軽減措置等が講じられる租税特別措置法上の政策税制がある。本ユースケースでは、この政策税制のうち、中小企業等経営強化法に関連づけがなされている中小企業経営強化税制【A類型】（以下、本税制という。）の工業会証明書交付事業（以下、本事業という）を対象とする。本税制は、中小企業者が適用対象設備を取得し、これを事業の用に供することを目的として、当該設備を販売する製造事業者等の申請により工業会から取得した工業会証明書（以下、証明書という。）を添えて経営力向上計画を申請し、主務大臣の認定を受けると、本税制による特別償却・税額控除を適用できる（租税特別措置法第42条の12の4、68条の15の5）。

証明書は約150の工業会が耐用年数表(財務省令別表)に基づいて対象設備別に交付を担当しているが、一般社団法人情報サービス産業協会（以下、公募要領に基づき「代表団体」という。）は、対象設備のうち、全国のIT企業が申請者となるソフトウェアの証明書を交付している。

(2) ユースケース企画の背景と問題意識

本事業は、2014年1月に前身の中小企業投資促進税制の上乗せ措置として開始されてから、9年目に入っている。あらゆるものがデジタル化する流れにあり、政府においても押印レス・ペーパーレスをはじめ、デジタル化が推進されるなかで、代表団体が情報サービス産業の事業者団体としてソフトウェアの証明書交付を一手に担当する立場からは、本事業もデジタル化が必要との認識をもっていた。しかし、押印レス・ペーパーレスのいわゆるdigitizationは実施できても、全体最適を意図したdigitalization、Digital TransformationはTrusted Web協議会のWebサイトに掲載されている情報に出会うまで、あるべき方向性、方法論を必ずしも見出せていなかった。

その一方、証明書交付事務を通じて、次の問題意識をもっている。

- ① 紙による申請では、提出書類の不足や記載の不備等で申請者と代表団体事務局との間のやり取りが頻繁に生じている。
- ② 機能要件が確認できない場合は、証明書を交付できない旨を通知している。申請者が当該通知を不服とする場合は、再申請される。申請者と代表団体事務局との間で申請対象のソフトウェアの機能要件の充足に関して見解の相違が埋まらない場合、何度も申請を繰り返すケースもあるが、申請者は申請手続のプロセスをその都度踏まざるを得ない。
- ③ 証明書の不交付通知を受領した申請者からの問い合わせのほか、国税庁や中小企業庁からの疑義発生時の照会対応も稀に生じるが、これらの内容と管理データと申請書類との紐づけが煩雑。
- ④ 膨大な申請を処理しているため、文書管理が煩雑であり、申請書類の保管コストも負担。

